

立川市立小・中学校の転校手続きについて

教育委員会学務課学務係

電話042-528-4336

立川市に転入の場合

指定の学区の学校
に通学する

YES

NO

教育委員会で『指定校変更』の手続きが必要です。
* 受け入れ枠がある場合、隣接校を選択できます
* 中学校は指定学区より距離が近い場合のみ可

学校に『学校指定通知』・前住所地の通学先で発行された書類をご提出ください。

教育委員会に来ていただく必要はありません。

事前に副校長宛に、いつからお子さんが学校に行くかご連絡をしていただくと転校がスムーズです。

立川市内で転居（学区外へ）の場合

転居後の学区の学
校に通学する

YES

NO

教育委員会で『指定校変更』の手続きが必要です。
「隣接校への指定校変更」は上記と同じです。

学校に『学校指定通知』・前住所地の通学先で発行された書類をご提出ください。

教育委員会に来ていただく必要はありません。

事前に副校長宛に、いつからお子さんが学校に行くかご連絡をしていただくと転校がスムーズです。

立川市外に転出の場合

転出先の学校に通
学する

YES

NO

教育委員会で『区域外就学』
の手続きが必要です。

各学校で転校に必要な書類を受け取られましたら、転入校へお渡しください。

教育委員会で発行するものは無いので、来ていただく必要はありません。

小学校は5年生以上、中学校は2年生以上なら卒業まで。それ以外は学年末まで。

、 の場合、担任を通じて学校長への事前のご連絡が必要です。

また、認める条件として

1. 通学の安全は保護者の責任において十分注意を払っていただくこと。
2. 自転車での通学は認められないこと。

以上の2点をお守りいただく必要があります。